

東広島市立入野小学校 生徒指導規程

第1章 総則

この規程は、東広島市立入野小学校で学校教育を受ける児童の人格の完成を目指すとともに、保護者及び教職員が次代を担う児童の健やかな成長を願い、6年間の見通しをもった生徒指導について、共通認識・共通実践を図るためのものである。

次の「教育目標」を達成するよう、「東広島スタンダード」「目指す児童像」を目指して指導する。

【教育目標】

「夢と志」をもち、未来に向かって果敢に挑戦する児童の育成

【東広島スタンダード】

あいさつ	出会った人に気持ちのよいあいさつができる。
へんじ	名前を呼ばれたら気持ちよく返事ができる。
ことばづかい	相手と場に応じた言葉づかいができる。
はきものをそろえる	整理整頓や人を思いやることができる。



【目指す児童像】

自分も相手も大切にし、自ら考えて行動することができる児童の育成

- ・ かんがえる子 … 自分の考えをもち、友だちと協力して問題を解決する子
- ・ がんばる子 … 目標の実現に向けて粘り強く取り組む子
- ・ やさしい子 … 相手のことを考えて表現する子
- ・ けんこうな子 … 基本的な生活習慣が身に付いている子

かがやけ！入野っ子

（目的）

第1条 この規程は、東広島市立入野小学校の教育目標を達成するためのものである。児童の人格の完成を目指し、自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定める。

第2章 学校生活に関すること

（登下校）

第2条 登下校については、次のとおりと指導する。

- (1) 社会の一員として、交通安全ルールやマナーを守って登下校する。
- (2) 登校班での登下校を原則とし、スクールバス又は徒歩で通学する。
- (3) 集合時刻を守り、決められた通学路を通る。
- (4) 徒歩の場合は、登校班で1列になり、右側を歩いて登下校する。
- (5) けがや体調不良などで保護者に送迎してもらう場合は、登校班と連絡をとる。

（登校・欠席・遅刻・早退・外出）

第3条 登校・欠席・遅刻・早退・外出については、次のとおりとする。

- (1) 始業時刻は、8時10分とする。
- (2) 欠席の場合は、8時10分までに、欠席の理由を保護者を通じて学校へ連絡する。

- (3) 遅刻の場合は、8時10分までに、遅刻の理由を保護者を通じて学校へ連絡する。
- (4) 早退の場合は、必要に応じて、早退の理由、時刻、早退時の下校方法（送迎する人や下校手段等）を保護者を通じて学校へ連絡する。
- (5) 原則、登校後は下校まで校外に出ない。

（髪型等）

第4条 髪型等については、次のとおりとする。学習活動や運動等の教育活動に妨げとならない清潔かつ自然な髪形や長さとする。

- (1) 不自然な髪型等（そり込みやアシンメトリー、モヒカン等に類する奇抜な髪型等）はしない。
 - ・前髪は目にかからない長さとする。
 - ・後ろ髪は制服の襟が隠れるまで伸びた場合、耳より下の高さで、黒、紺、茶色のゴムを使い、1つか2つに束ねる。その際、顔にかかる髪は耳にかけるか、ピンでとめる。ピンは黒、紺色で必要な本数のみ使用し、リボンは使用しない。
- (2) 染色や脱色、着毛、整髪料、パーマ（ストレートパーマ、縮毛矯正も含む）は行わない。ただし、合理的な理由があると認められた場合には、協議の上、特別に許可をする。
- (3) 眉毛のそり落とし、まつ毛の加工は行わない。

（服装・身なり等）

第5条 基準服・身なりについては、次のとおりとする。

- (1) 校内外の学習活動及び登下校時は、基準服を着用する。
- (2) 基準服は、次のとおりとする。
 - ① 上着は、紺のダブルで襟なしとする。
 - ② 中着は、白のポロシャツとする。
 - ③ 下は、紺の半ズボン又は紺のプリーツスカートとする。ズボンは、腰パンや裾擦り、変形等は禁止とする。スカート丈は、起立した状態で膝が隠れる程度の長さとする。
 - ④ 冬服・夏服は、上着の着脱によって区別し、気候と体調に応じて調節する。
 - ⑤ シャツは、裾をズボン又はスカートの中に入れる。シャツの下には、衛生面等を踏まえて下着を着用する。
- (3) 寒さが厳しいときの服装は、次のとおりとする。
 - ① 基準服上下に対し、セーター・ベストの着脱で調節する。
 - ② 基準服の中に着用するセーター・ベスト類の色は、黒・紺・グレーとする。
 - ③ 寒さが厳しい通学時には、ジャンパー・コート・マフラー・ネックウォーマー・手袋を着用しても構わない。
 - ④ 寒さが厳しいときは、ジャージー（黒・紺）をズボン・スカートの代わりに着用しても構わない。
- (4) 靴・靴下・帽子等は、次のとおりとする。
 - ① 通学靴は、原則、白の運動靴とする。紐でもマジックテープでも構わない。
 - ② 上履きは、体育館シューズと兼用とし、色は白とする。
 - ③ 靴下は、原則、スクールソックスで、色は白・黒・紺・グレーとする。
 - ④ 帽子は、黄色のキャップ型帽子又はハット型帽子とし、安全・健康のため着用する。
- (5) 運動時の服装は、次のとおりとする。
 - ① 体操服、ゴムのついた赤白帽子を着用する。
 - ② 体操服は、白の半袖又は長袖シャツ（校章入り）、学校指定のクォーターパンツ（紫色）とする。
 - ③ 水泳の時間は、黒か紺のスクール水着又は競泳水着、水泳帽子を着用する。
- (6) その他、次のとおりとする。
 - ① 名札を着ける。
 - ② シューズ入れ袋、体操服入れ袋を使用する。

(持ち物)

第6条 持ち物については、次のとおりとする。

- (1) 持ち物には記名する。
- (2) 学校生活に必要でないものは、持参しない。
- (3) 日焼け止め・ハンドクリーム・リップクリーム(すべて無色・無香料で薬用のもの)は必要がある場合のみとする。

(校内での生活)

第7条 校内の生活については、次のとおりとする。

- (1) 授業開始時は、チャイムの合図までに席に着き、学習の準備をする。
- (2) 授業時のあいさつ、返事、言葉づかいを丁寧に行う。
- (3) 学校の外や立ち入り禁止場所には、行かない。
- (4) 校内放送は、立ち止まって静かに聞く。
- (5) 特別教室や他の教室には、許可なく入らない。
- (6) 校舎内では、右側を静かに歩く。
- (7) 机の中、ロッカー、靴箱、掃除道具入れ、トイレなど、整理整頓をする。
- (8) 忘れ物をした場合に家へ電話をかけることはしない。やむを得ない場合は、担任に相談し保護者へ連絡してもらう。
- (9) 保健室利用は、次のとおりとする。
 - ① 体調がすぐれない場合やけがをした場合、保健室を利用することができる。体調の回復が見込めないときは、保護者へ連絡してもらう。
 - ② 度重なる保健室の利用の場合は、担任等から保護者へ連絡してもらい、医療機関への受診をすすめてもらう。
- (10) 給食は、次のとおりとする。
 - ① 衛生面に注意して給食当番活動等を行う。
 - ② 当番は服装(エプロン、マスク、帽子)を整え、準備を行う。
 - ③ 食事のマナーを守って食事をとり、食後は歯磨きをする。
- (11) 掃除は、学校の環境を整える学習活動の一つとする。取り掛かりの時間を守り、時間いっぱい黙って掃除をする。
- (12) 教育相談の希望がある場合は、担任等に相談する。必要に応じて、スクールカウンセラーや心のサポーターと実施する。
- (13) 虐待(ネグレクトを含む)が疑われる場合は、学校から関係機関に通告される。
- (14) 卒業生や部外者の学校への無断立ち入りはできない。用事のある場合は、まず、職員室へ連絡する。学校の敷地内に入り、指導されたにも関わらず、校外に移動しない場合、関係機関に通報されることがある。
- (15) 学校内の施設設備を破損した場合や発見した場合は、すぐに職員室に届け出る。場合によっては、関係機関と連携する。

第3章 校外での生活に関すること

(校区外の生活)

第8条 校区外の生活については、次のとおりとする。

- (1) 児童だけで校区外へ行かない。
- (2) 児童だけでの娯楽施設（カラオケボックス、ゲームセンター、インターネットカフェ、ボーリング場、マンガ喫茶、DVD・ブルーレイ等取扱店、映画館、大型店舗内のゲームコーナー、レンタルビデオ取扱店等）へ入店しない。
- (3) 児童だけで買い物・買い食いをしない。なお、手伝いはその限りではない。
- (4) 児童だけで外泊や夜間（午後11時から翌日5時までの時間）徘徊は、しない。
（保護者は、広島県青少年育成条例により、夜間の娯楽施設については、保護者同伴の場合であっても、利用させない。）
- (5) 校内では、携帯電話は所持しない。
- (6) ゲーム機器等の情報通信機器については、家庭で使用のためのルールを決め、フィルタリングなどを行う。
- (7) ゲーム機器、情報通信機器等は、外へ持ち出さない。
- (8) 酒タバコ類等を購入しない。（保護者は、酒タバコ類を児童に購入させない。）
- (9) 危険箇所へは立ち入らない。（保護者は、立入り禁止箇所、池・川等に、児童に立ち入らせない。）
- (10) 道路交通法に違反しない。
- (11) 自転車に乗るときは、安全のためにヘルメットを着用する。

第4章 特別な指導に関すること

（問題行動への特別な指導）

第9条 次のとおり、問題行動を起こした児童に対し、自己を振り返らせ、よりよい学校生活を送るために、教育上、必要と認められる場合は、特別な指導を行う。

- (1) 法令・法規に違反する行為
 - ① 飲酒・喫煙
 - ② 暴力・威圧・強要行為
 - ③ 建造物・器物破損
 - ④ 窃盗・万引き・占有物離脱横領
 - ⑤ 性に関するもの
 - ⑥ 交通違反
 - ⑦ その他法令・法規に違反する行為
- (2) 学校の規則等に違反する行為
 - ① いじめ
 - ② 暴力行為（教師、児童等対人、器物破損）
 - ③ 飲酒・喫煙及び準備行為（購入・所持）
 - ④ 登校後の無断外出・早退
 - ⑤ 指導に従わない行為（指導無視、暴言、授業エスケープ、授業時の立ち歩き）
 - ⑥ 不正行為
 - ⑦ その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した行為

（反省指導等）

第10条 特別な指導のうち、反省指導等は、次のとおりとする。

- (1) 口頭説諭による指導（短時間）
- (2) 別室による反省指導
- (3) 授業観察による反省指導

- (4) 奉仕作業による反省指導
- (5) 教育相談と反省指導を複合した指導
- (6) 保護者来校による授業観察指導
- (7) 学校と保護者による協議

(特別な指導を実施する際の留意事項)

第11条 特別な指導は、児童に自ら起こした問題行動を反省させ、よりよい学校生活を送らせ、人格の形成を行うためのものであるため、実施に当たっては、次のことに留意する。

- (1) 特別な指導のねらい、期間、指導計画を明確にし、児童・保護者・教職員に伝える。
- (2) 複数の職員で取り組み、事実の確認、反省、再発防止のための具体的な約束や展望をもたせる。
- (3) 児童の発達段階や常習性を配慮して効果的に行う。
- (4) 反省は形式的にならないようにし、目的を明確にして短期間で行わせる。
- (5) 十分な事実確認を行い、時系列での指導記録を残す。
- (6) 特別な指導の後は、担任・生徒指導主事などが保護者連絡を行う。法令・法規に違反する行為、いじめ、暴力行為、その他の行為については、関係機関と連携して対応する。

(規程の周知)

第12条 本規程について、児童を対象とする全校集会、保護者を対象とする入学説明会、PTA総会、懇談会などで直接説明を行う。また、ホームページでの公開を行う。学校に来校しない保護者に対しては、家庭訪問や郵便等を通じて周知する。

附則

- この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- この規程は、令和6年4月1日から改正する。
- この規程は、令和7年4月1日から改正する。
- この規程は、令和8年4月1日から改正する。